# 第7回筑後市農業委員会総会議事録

**日 時** 令和6年1月5日 午後1時30分~午後2時57分

場 所 中央公民館 2 階 会議室

出 欠 者 出席者 12 名 欠席者 4 名

**議** 事 1. 開 会

- 2. 議事録署名人の指名
- 3. 付議事案

報告 第1号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

報告 第2号 農地法第18条の規定による合意解約について

報告 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 解約について

議案 第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の 規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権 移転について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権 設定について

議案 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. 閉 会

# 出席委員(15名)

1 番	松永 博視	5 番	田島	雅弘
7 番	溝口 弘之	8 番	中村	伸秀
9 番	下川 一馬	10番	中村	勇次
11番	城戸 孝行	12番	井寺	知江子
13番	下川 隆稔	14番	成清	輝美
15番	岡本 義照	16番	近藤	茂

# 本会議に欠席した農業委員(1名)

2	番	冨安	春二	3	番	吉武	正悟
4	番	鶴田	清	6	番	河原	努

# 会議に出席した事務局職員

事務局長 井 上 浩 二 課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時30分 開会

## ○事務局

皆さんこんにちは。あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。今年もですね皆さんにご迷惑をかけないように事務局、努力していきたいと思います。そしたら始めていきたいと思いますので、携帯電話等ご確認をお願いいたします。それと今日がですねお茶を前に出してはおりますが、ここが飲食禁止だったということで言われまして、飲まれるときは適宜ですねそこのロビーで飲んでいただくことになりますので、すみません、年末にそれが分かりましてですね、ということですのでよろしくお願いいたします。そしたら始めていきたいと思います。会長の方からごあいさつお願いいたします。

#### 〇議 長

改めまして、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。 私も2年生になりますので一生懸命努力しますのでよろしくお願いします。

早速ですね、第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。

なお、本日はですね、2番の冨安委員、3番の吉武委員、4番の鶴田委員が欠席で ございます。

次に注意事項を申し上げます。効率的な審議となるよう、事務局からの説明は簡潔 にお願いします。

また、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いをいたします。

本日の議事は、報告事項が3件、議案が6件でございます。慎重なるご審議と、円 滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には13番の下 川隆稔委員、14番の成清輝美委員にお願いをいたします。それでは、報告事項には いります。報告1号から3号について、続けて事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

はい。皆さんこんにちは。あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。議案書の1ページをご覧ください。

# 報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定についてでございます。

今回の認定農業者はですね、県認定で新規の\_\_\_\_\_\_さん、45歳、農政区は前津、目標とする経営規模はお茶が530a、露地野菜50aでございます。県認定はですね、県内市町にまたがる農地で営農される場合になります。前回11月1日現在のものを先月ご報告したと思いますけれども、県の認定、少し後で下りてきましたので今回報告させていただきました。よって令和5年11月1日現在の認定農業者数は合計175経営体というかたちになります。報告第1号は以上でございます。

## ○事務局

つづきまして、議案書の2ページをお願いいたします。

# 報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

農地法第3条で貸借をされておりました畑1筆の合意解約でございます。

第1項、所在水田、畑1筆、面積182.00 ㎡、解約事由は農地売買のためでございます。解約後については、14ページ第3項で農地法3条での売買となっております。 続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

# 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約についてでございます。

利用権の解約は、第1項から第3項までございますが、第1項を主に説明させていただきます。

第1項、所在水田、田7筆、面積計 10,341.00 ㎡、解約事由は規模縮小のためでございます。解約後については、12ページの第6項で、うち2筆約 6,800.00 ㎡弱については賃貸借の移転により、借人の変更が出ております。次の第2項の解約後については、耕作者が法人から個人農家さんに変更になる予定です。次の5ページの第3項については、転用による解約となります。報告は以上でございます。

## ○議 長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

それでは、議案に入ります。議案第1号あっせん譲受等候補者の登録について、事 務局の説明をお願いします。

### ○事務局

はい。6ページになります。

# 議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、氏名、\_\_\_\_\_さん、住所、大字折地、経営形態 米・麦・大豆、面積 508.9a、農業労働力 計2名でございます。こちら農業組合法人大地の構成員でございまして、大字折地の田、2,700.00 ㎡の購入を予定されているため申請されております。なお、さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる 117a 以上の経営面積の要件や

青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいること等の要件を満たしております。 説明は以上です。

# ○議 長

議案第1号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に議案第2号、基盤法による所有権移転、本日は6件ございます。第1項の提案 をいたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

説明の前にですね、議案の修正がございまして、皆様に別途、別刷りで3枚お渡し していると思いますが、修正部分は赤字になっておりますので、そのページの所に挟 み込んでいただくと幸いでございます。

## ○議 長

今、連絡がありまして、河原委員が欠席ということでございます。

## ○事務局

説明に戻りたいと思います。議案第2号、7ページをお願いいたします。

# 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について でございます。

# ○議 長

第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第2項、所在久富、地目田2筆、面積計1,025.00 ㎡、渡人、三潴郡大木町の\_\_\_\_\_\_\_ さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で\_\_\_\_\_\_ 円、引渡しは令和6年1月25日でございます。福岡県農業振興推進機構へ一旦所有権が移転し、約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際には、また議案としてあがります。説明は以上です。

# ○議 長

第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案書の8ページをお願いいたします。

第3項、所在折地、地目田1筆、面積 2,700.00 ㎡、渡人、大字溝口の\_\_\_\_\_\_ さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で\_\_\_\_\_ 円、引渡しは令和6年1月25日でございます。福岡県農業振興推進機構へ一旦所有権が移転し約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。こちらは先程ご説明した6ページであっせんの登録をする予定であります\_\_\_\_ さんの方へ所有権が移るような予定でございます。\_\_\_\_ さんは法人の構成員ということでございます。説明は以上です。

# ○議 長

第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

引続き、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第4項、所在西牟田、地目田2筆、面積計7,408.00 ㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、久留米市荒木町の\_\_\_\_\_さん、利用目的はリーフレタス、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和6年1月25日でございます。受人の\_\_\_\_さんは令和5年11月にあっせん登録されております。

こちらの農地は11月の総会で久留米市の\_\_\_\_\_さんから推進機構へ所有権移転の 承認をしていた農地でございます。説明は以上です。

## ○議 長

第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書の9ページをお願いいたします。

第5項、所在久恵、地目田2筆、面積計7,208.00 ㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字新溝の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和6年1月25日でございます。受人の\_\_\_\_さんは平成26年10月にあっせん登録されております。

こちらの農地は、11月の総会で新溝の\_\_\_\_\_さんから推進機構へ所有権移転の承

認をしていた農地でございます。説明は以上です。

## ○議 長

第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第5項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

第6項、所在熊野、地目田1筆、面積 1,431 ㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字熊野の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和6年1月25日でございます。受人の\_\_\_\_\_さんは令和5年11月にあっせん登録されております。法人\_\_\_の組合員でございます。

こちらの農地は、11月の総会で大字熊野の\_\_\_\_\_さんから推進機構へ所有権移転 の承認をしていた農地でございます。説明は以上です。

#### ○議 長

第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第6項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、基盤法による利用権設定、議案第3号について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案書10ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について でございます。 12ページまでありますが、第1項をご説明します。

権利種別 貸借権設定、第1項、所在大字熊野、地目田1筆、面積1.331.00 m<sup>2</sup>、利 用権は賃貸借、貸人、大字熊野の\_\_\_\_\_さん、借人、農事組合法人\_\_\_、利用目的が 米・麦・大豆、借賃は反当り\_\_\_\_\_円、期間は約2年半でございます。

続きまして、集計の説明をさせていただきます。議案書の13ページをお願いいた します。

括弧書きの中間管理事業分はございません。合計を読み上げます。

左上の総計でございます。田6件、面積8,930.00 ㎡、合計6件で8,930.00 ㎡でご ざいます。

新規・再設定別では、新規6件、通年・期間借地の別では、通年6件、小作料納入 別は、金納6件でございます。右の貸借期間別でございますが、3年が1件、5年が 4件、10年が1件となっております。なお、集計表には出ていませんが、新規・再 設定の他に、変更と移転が各1件となっています。説明は以上でございます。

# 〇議 長

議案第3号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、農地法第3条、本日は5件ございます。

それでは、第1項から第3条について提案いたしますので、事務局の説明をお願い します。

# ○事務局

議案書14ページをお願いいたします。

# 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在長浜、地目畑1筆、面積922.00㎡、渡人、東京都小金井市

の\_\_\_\_\_さん、受人、大字久富の\_\_\_\_さん、申請事由は離農のためでございます。 作物は野菜、栗、梅、売買価格は総額\_\_\_\_円でございます。なお、\_\_\_\_さんは年 齢が68歳でございます。説明は以上でございます。

# ○議 長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

# ○担当委員

11番の城戸です。

長浜になっておりますけど、現在も作ってあるそうです。買うてくれと言うことだったそうですので、ご審議方よろしくお願いいたします。

# ○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第2項、契約売買、所在水田、地目畑1筆、面積277.00 ㎡、渡人、群馬県館林市の \_\_\_\_\_\_さん、受人は大字山ノ井の\_\_\_\_\_さん、申請事由は離農のためでございます。 作物は野菜、売買価格は総額\_\_\_\_\_円でございます。説明は以上でございます。

# ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

5番田島です。

担当の鶴田委員が欠席でございますので、代わって私が説明します。

事務局の説明どおりでございますので、ご審議よろしくお願いいたします。

# ○議 長

説明も終わりました。第2項について質問のある方はお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

第3項、契約売買、所在水田、地目畑1筆、面積 182.00 ㎡、渡人、大字下北島の\_\_\_さん、受人、大字山ノ井の\_\_\_さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は野菜、売買価格は総額\_\_\_円でございます。こちらは、2ページ報告第2号で合意解約後の売買となります。説明は以上でございます。

## ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

# ○担当委員

5番田島です。

第3項についても、事務局の説明どおりでございますので、ご審議よろしくお願い いたします。

#### ○議 長

説明も終わりました。第3項について質問のある方はお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

議案書の15ページをお願いいたします。

第4項、契約売買、所在若菜、田2筆及び畑9筆、面積計5,738.56 ㎡、渡人、大字若菜の\_\_\_\_\_さん、受人、大字山ノ井の\_\_\_\_\_さん、申請事由は離農のためでございます。作物は野菜、売買価格は総額\_\_\_\_\_円でございます。説明は以上でございます。

## ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

# ○担当委員

5番田島です。

事務局の説明どおりでございますので、ご審議よろしくお願いいたします。

# ○議 長

説明も終わりました。第4項について問のある方はお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

第5項、契約売買、所在水田、地目田3筆及び畑4筆、面積計 2,644.00 ㎡、渡人、大字水田の\_\_\_\_\_さん、受人、大字山ノ井の\_\_\_\_さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は野菜でございます。売買価格は総額\_\_\_\_\_円でございます。説明は以上でございます。

## ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

5番田島です。

5項についても、事務局の説明どおりでございますので、ご審議よろしくお願いい たします。

## ○議 長

説明も終わりました。第5項について質問のある方はお願いいたします。

## ○委 員(15番)

\_\_\_\_\_さんは筑後全域にわたっていろいろしてあるけれども、野菜とかいろいろ書いてありますけれども、雑草の荒れ地なんか無かでしょうもんね。

# ○事務局

私の方からですね、先程岡本副会長言われたように、広範囲にわたって3条で取得

をされております。今年度4月以降の案件につきまして、年末に現地の確認をして参りましたところ、全ての所におきましてきちんと管理といいますか、されてあったことをご報告させていただきます。

# ○議 長

実はですね先月27日の事前調査の時、\_\_\_\_さんの農地の取得にあたって質問が出 ました。今回も5件中4件ありまして、 さんが購入されておりますけど、面積が 約9反近くあって、筆数も20筆で、先月も先々月も さんの農地の購入があって おります。今、岡本委員からも言われましたけど、農地を取得した場合は、取得も含 めて全部効率的にですね、耕作しなければならないということで、果たしてですね、 経営面積などを見ますと、 さんは8町5反ですね、85,000 ㎡経営しておられて、 確かにきちんと作物を栽培しておられるかというですね、やっぱり私も疑問を持って おりまして、今回、昨年の7月の26日だったですかね、福岡で講習があった時にで すね、農地法というテキストをいただいて読んでおりましたところ、下限面積が廃止 されたということですね、権利取得者が耕作を具体的に行っているということが明ら かでない場合はですね、効率的に利用しているとは認められないとかですね、今言い ましたように一部のみで耕作を行っている場合はですね、事業を効率的に行っている ということは認められない為に許可することはできないというふうになっております からですね、事務局から言われましたように、確かに耕作というか耕してはおられる ということですけど、春以降になって本当に耕作されているかということをですね、 事務局だけじゃなくて、農業委員としてもですね確認することが必要じゃないかなと 思っておりますから、できればですね一度、 さんのですね、耕作状況を農業委員 会のほうの事務局と委員の方で確認したいと思っておりますけどよろしいでしょうか ね。

申請事由なんかを見ておりますと、\_\_\_\_さんが規模拡大をしたいということでですね、積極的な農地取得ではなくて、離農とか規模縮小ということになっておりまして、作物の内容も野菜、野菜ということですからですね、一度きちんと農業委員会としてもですね、耕作状況の実態を把握する必要があるかと思いますからですね、春先になって作物が開始されればですね、確認ということでですね、したいと思っておりますけど、皆さんの了解をいただきたいと思っておりますけどよろしいでしょうか。一応、5件のうち4件の承認はできましたからですね。許可はできましたからですね。

そういうことで、いきたいと思います。

## ○委 員(11番)

たぶん野菜と書いてあるところは草刈りをして除草剤をかけたり、そこまでですもんね。うちんとこは全然耕したりしてなかけんですね。草の植わってきたら切ってあるけんでそこまでの管理しかしちゃなかけんですね。議長が言いました認められんごとなってきよるということは、\_\_\_\_さんが買ってある全部のあれば事務局で出してもろて、校区ごとに各農業委員に見てもらうごたる形にしたらどげんですかね。

# ○議 長

そういうことで、栽培の季節が来たらですね、確認をしたいということでよろしい でしょうか。

3条の第5項について、改めて採決をとります。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

# ○委 員(15番)

大変失礼しました。

買われた方の\_\_\_\_\_さんの方から、どこどこ、今まで全体のありますけどそれを出していただくということでしょ、書いてから。ここは野菜作っとりますとか、調べる前に。一応、皆さんで OK ということになりましたけれども。

# ○議 長

現地を確認する際はですね、あらかじめ\_\_\_\_さんにですね、全筆見てまわることはできんと思いますからですね、一応\_\_\_さんにご連絡をしてですね、対応についてはですね、またその時期にきましたら事務局とも相談してですね、対応したいと思いますから、よろしいでしょうか。

# ○委 員(15番)

あまりにも多いけん、ち思てから、確認の意味もこめてから。そういう形で。

#### 〇議 長

私もですね、正直よく分かりませんでしたから、農地法の第6版というのを見てですね12ページによく書いてあったから、皆さんも研修に行かれてテキストをもらっておられると思いますのでよく読んでいただいてですね。よろしくお願いします。

次に、議案第5号、農地法第4条、本日は1件ですけど、転用について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

議案書の17ページから19ページになります。

# **議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について** でございます。

これはですね、令和5年8月に議案第7号で説明いたしました土地区画整理事業に 係る部分でございます。

第1項、所在は長浜、先にですね19ページの合計をご覧ください。田が29筆、畑が3筆、合計32筆、面積合計の17,258.00㎡でございます。17ページに戻ってください。申請人は筑後市長浜島廻土地区画整理組合理事長、\_\_\_\_\_さん、申請事由は宅地造成となっております。場所の確認をお願いします。地図は1ページでございます。筑後小学校のすぐ東側と南側の隣接地になります。こちらはですね、区画が57区画でですね、用途地域で第3種農地、原則許可の所でございます。この区画整理事業自体はですね、令和5年12月5日に福岡県の認可が下りております。

道路とか水路、調整池といった公共施設については転用許可というか申請はいりませんので、先に工事が入ることができまして、もう既に道路はだいたい造成にかかっておられるところでございます。説明は以上でございます。

## 〇議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

15番の岡本でございます。

これは、3条の時に\_\_\_\_\_さんで出ておりましたけれども、4条の時は理事長さんが\_\_\_\_さんということになっておりますけれども、先程事務局が言われたように道は全部6m50ぐらいあると思います。全域にわたって、田んぼその中に道路を作ってあります。今事務局から言われたとおりであります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

# ○議 長

第1項につきまして、質問のある方はどうぞお願いいたします。

私から一言。

あのですね、確か21名中1名が未同意ということだったんですね。それで、相続 人も多いということでですね、相続もまだできていないということですけど、結局は、 このままいった場合は事業の変更ということはないんですか。

## ○事務局

ありません。基本的には相続人の代表の方が同意をされておりまして、あとは相続 をされるというところで聞いておりますので。問題はないというふうに。

# ○議 長

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案6号、農地法第5条の転用について提案いたします。

第1項につきまして、事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案書20ページをご覧ください。

# 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在熊野、地目田1筆畑1筆、面積合計の1,542.00 ㎡、渡人、熊野の\_\_\_\_\_さん、福岡市東区の\_\_\_\_さん、受人、福岡市博多区の株式会社\_\_\_さん、申請事由は宅地造成12区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページでございます。

\_\_\_\_\_\_からですね、北へ約400mの所で、用途地域、第3種農地となり、原則許可となります。用途地域なので、造成までで許可可能となります。

一体利用地が図面でいうと緑色の所で、宅地、1,277.16 ㎡、土地の価格は総額で\_\_\_\_円、 坪単価の約\_\_\_\_円でございます。説明は以上でございます。

## ○議 長

説明は終わりました。

なお、第1項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者という

ことで、会議にご出席いただいています。

それでは、第1項の申請人の入室をお願いします。

# 【 申請人 入室 】

本日は、大変お忙しい中を、ご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介をいたします。申請人である株式会社\_\_\_の\_\_様です。

申請人におかれましては、委員から質問がありましたら、ご起立していただいて、簡潔なご答弁をお願いいたします。

申請人に、質問のある方はどうぞお願いいたします。

はい。どうぞ城戸委員。

# ○委 員(11番)

11番の城戸です。

御社の主な事業内容について教えてください。

# ○申請人

私共の主な事業内容は、宅地の開発が主でして、主にだいたい福岡に、筑後から久留米、筑紫野、小郡、鳥栖方面、福岡県下主にやっておりまして、佐賀方面も地域的に、情報があれば、宅地開発の仕事をさせていただいております。

## ○議 長

城戸委員よろしいでしょうか。

他に、質問のある方は。

はい。井寺委員、どうぞ。

### ○委 員(12番)

12番井寺です。

筑後市にお越しいただきありがとうございます。筑後市近郊や福岡都市圏での実績とか、現在、農地転用されている事業がございましたら、教えていただきたいと思います。

# ○申請人

筑後は今回初めてですが、ここ直近、ここ1・2年の実績においては、一番最近の物件は糸島市二丈、農転が終わり工事を始めております。規模はだいたい50宅地程度、2年後に、また50宅地を予定しております。工事完了したのが、小郡市福童25宅地で工事が終わり完了検査、引渡しを行っているところです。同じく小郡大板井

の29宅地、工事完成してすべて売却済で、今も随時、家が建ちあがってきてます。 あとは筑紫野市吉木80宅地、3期に分けまして、1期が12、2期が9戸、残り5 2宅地を3期に分けて、それが2年前から、工事が終わり、物件の方も売却済、随時 家も建ってきています。あと、大野城大城23宅地、工事完了で1月中に引渡し予定 です。

主だっては、以上になります。細かいところは沢山ありますけど。農転がらみのお 仕事は、そういったことをここ最近はさせていただいております。

# ○委 員(12番)

あえて筑後市を選ばれたっていうのは、何かありますか。

## ○申請人

いや、えーっと、筑後市の情報は今まで無かったというのが現状でして、今回、情報をいただきまして、\_\_\_\_\_さん、もともと\_\_\_\_\_さんから相続された\_\_\_\_\_さんが農地を売却したいと、それに伴って近隣の\_\_\_\_\_さん、あと\_\_\_\_\_さん、一部ご協力いただいている\_\_\_\_\_さんご夫妻にご協力いただいて、今回情報がございましたので、弊社で買取りをさせていただくことで、今回開発をさせていただく経緯になりました。

# ○委 員(12番)

ありがとうございました。完売できることを祈っています。

# ○議 長

他にございませんか。

## ○委 員(15番)

今回の転用事業で宅地造成12区画となっておりますけれども、防災対策とか大雨 時の排水等についての具体的な説明をお願いします。

## ○申請人

今回、\_\_\_\_\_様と\_\_\_\_様、大まかに2宅地あるんですけれども、その間に水路が東西に走っておりまして、そちらの水路の方に、水害を防ぐための対策として、水路側に雨水を流し込む、そのために水路の設備、現況の水路にいたっては補修工事をして、かつ、水路沿いには擁壁、八女県土からの指導が入りまして、本来、擁壁の高さが 2.15 でいいのを 2.75 まで、頑丈に作ってくれと、対策を取ってくれと指導がありましたので、そのように工事の施工の方をとり行う予定となっています。

あと、防災とは関係無いですが、ゴミ収集はちょうど県道の入口付近にゴミのコン

テナを2基置いてくださいというふうな指導がありましたので、そういうふうに対策 をとっております。

# ○議 長

他にございませんか。城戸委員どうぞ。

# ○委 員(11番)

私、地元の農業委員をしております。

この水路ですね、たぶんおたくが開発されるところは、1 mぐらいしか無かでしょ。 この下が広なっとるですもんね。けんでですね。ここんにき全部流れてくるときは、 私たち下の方の中学校通りとか、あそこんにきは大水に浸かるとですよ。よかならこ の水路もちょっと広げてもらえるとよかばってんと思ったけん質問したんですけど。 水路の拡張ば、ちょっと考えてもらわれんかなあと思たけんですね。

# ○申請人

現況では水路を動かすということは、変更するということは、こちらでは考えては 無いんですけど。

# ○委 員(11番)

実際、水路の径ば 30 cmか 50 cmぐらい有効利用する形ばとらっしっとやなかですかね。たまたま高さば 2m30 か 70 c mぐらいに上げらっしゃるかなんかっち、今言われたでしょ。

# ○申請人

擁壁ですね。

### ○委 員(11番)

それは水路側の高さっちいうことでしょ。

## ○申請人

そうですね。水路の宅地側に、土砂が水路に流れないように、擁壁の高さ、強度を 上げてくださいというように八女県土から指導がありました。

水路側に現況の土が流れないように、水路が形として残るように対策を取ってくだ さいと言われてますけど。

## ○委 員(11番)

ある程度広いところは、貯水池ばうちへんは作ってもらってるんですけど、あくまでの基準やんけんですね、去年の大雨の時も、今まで私も 60 何年住んどって浸かりよ

らんところが 30 cmぐらい浸かったけんですね、わりかし熊野、松原校区は家が建ってるんですよ、小学校、中学校が近いけんですね。うちへんもこないだから 16 件とか 7 件とか、ずっと建ってきよるけんですね。だんだん昔んごつコンクリでせんでよかとば、ほとんどコンクリでしてしまうけん、下に吸い込まんけんですね、コンクリのあって舗装のあって下に吸い込むごたっともあるばってんですね、ちょっと考えてもらえないかとと思って質問。広げてもらうことに対しては、1 個も文句は言わんけんですねと思って質問したんですけど。

# ○申請人

広げようがないというか、水路の幅はうちの土地でもないし、筑後市さんの土地なので、それを一部提供する部分の計画で、最初に無かったので、ちょっとでも広げようとすると、ちょっとこちらの計画自体が。

当初、最初からそう言う話があれば計画ができたんですけど。

少しばかりの部分であれば広げ、、、ただ水路の現況、U字になってるんですけど、それをいじることになってしまうので、現実には難しいかなと。

# ○委 員(11番)

U字溝はいかっとらんんでしょ。

## ○申請人

U字溝はそのままですよ。

# ○委 員(11番)

U字溝いかっとるですかね。そこは、川は。 おたくが開発されるところはいかっとらんでしょ。

# ○議 長

地元からの要望ですね、そういうのはお聞きになっておるわけですか。 こういう被害防除の対策をお願いしますとかですね。

# ○事務局

水利の承諾はあるので、無条件で承諾なので。

#### ○委 員(11番)

水利委員の承諾は誰ですか。名前は。

# ○事務局

熊野の水利委員長のさんが無条件承諾ということで、押してございますから、

気持ちはわからないじゃないですけど、水路を広げるというのはかなり工事費が、設計からやり直しになるので、今回これで、擁壁をきちんと積んであるのでですね、そういうことで進められるというふうに思います。

# ○委 員(11番)

川幅のU字溝はピシャっといけてもらうようにお願いしときます。

たぶんここはU字溝がいかっとらんはずじゃん。多分間違いなかろ。開発かかっとらんけん、その上は開発かかっとるけんその時にU字溝ピシャっといけたばってん、ここは入っとらんやろうっち思ったばってんね。

## ○議 長

今、城戸委員からいろいろ質問があっておりますけどですね。今の水路を、工事の 内容を具体的にですね、言っていただくといいと思います。

# ○事務局

# ○議 長

他に質問のある方は、それでは、他に質問が無いようですので、申請人にはここで 退席していただきます。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうご ざいました。

# 【 申請人 退席 】

引続き、担当委員の説明をお願いします。

# ○担当委員

事務局にお尋ねしますけど、こっちに一体利用地でグリーンのところがあっでしょうが、これは宅地になっとでしょうが、だいぶん前になっとっとですかね。この間までだいたい、木のこう植わっとったとですよ。

#### ○事務局

現地を確認してきたところですね

# ○担当委員

もう木は切っちゃるばってんですね、その前は、木の植わっとるけん、宅地であがっとるけんで、そげなとが宅地であがっとっとやろか思ったけんですね。

# ○事務局

そうですね。まだ期間までは見ておりませんけれども、宅地で登録があっておりますので。

地目変更は昭和43年で書いてあります。

それと先程、\_\_\_\_さん言われた\_\_\_\_さんというところが少しあるんですよ、そこが 平成 31 年に売買で受けてあるようですので、持ち分の移転でですね。その前から宅地 だったと思います。

# ○議 長

よろしいでしょうか、私から。

第1項にですね、一体利用地の 1,277 ㎡ということですけど、括弧書きして宅地になっておりますね、ここは用途地域でもあるしですね、宅地に間違いないですかね。

## ○事務局

宅地ですね。謄本の写しがついてるので。

## ○委 員(11番)

事務局の説明通りでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

## ○議 長

説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

ここで、10分間休憩を取りたいと思います。

45 分から再開いたします。

## 【休憩】

時間になりましたから再開をいたします。

第5条の第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

第2項、契約売買、所在長浜、地目畑4筆、面積合計の2,618.00 ㎡、渡人は大字長浜の\_\_\_\_\_さん、同じく\_\_\_\_\_さん、同じく\_\_\_\_\_さん、受人は北九州市の株式会社\_\_\_\_、申請事由は宅地造成11区画となっています。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。

こちらはですね、ずっと右に行くと\_\_\_\_、近所は\_\_\_さんが開発したところでございますので、令和2年4月から3年過ぎているので、引き続き、開発をされています。ほぼ、建っているというところでございます。こちらの農地は用途地域で第3種農地でですね、原則許可でございます。先程と同じように、用地地域なので造成までで許可可能となります。土地の価格は\_\_\_\_\_円、坪単価が約\_\_\_\_\_円、説明は以上です。

# ○議 長

続いて、担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

15番の岡本です。

事務局から説明があったとおりでございます。3年前の分がだいたい完売しております。現地を確認したところですね。また、新たに11区画でございます。ご審議の程よろしくお願いします。

# 〇議 長

説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

## 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

第3項、契約売買、所在熊野、地目畑1筆、面積6,744.00 ㎡、渡人、熊野の\_\_\_\_\_ さん、受人、広川町の\_\_\_\_ 不動産、申請事由は特定建築条件付売買予定地27区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページをお願いします。こちらちょっと分かりにくいんですけれども、北側が県道で、\_\_\_\_\_ とかですね、\_\_\_\_ とかあるところの南側になります。こちらの農地は10ha 未満の第2種農地で、周りがほぼ住宅ですので、集落接続で許可可能となります。また、開発面積がですね3,000 ㎡を超えるとため開発許可との同時許可となります。一体利用地としてですね、緑色のところ、現在おうちが建ってますけど、こちらは解体されるそうです。630.11 ㎡で、合計面積が農地の面積で5,000 ㎡を超えてますので、本庁案件になります。本庁から先日、現地確認に来ていただいたところでございます。土地の価格は\_\_\_\_\_ 円、坪単価の約\_\_\_\_\_ 円です。こちらの農地が変形といいますか、ちょうど真ん中あたりところがですね一番高くなっております。南側に行くにつれて傾斜地で緩やかに下っております。調整池をですね、この図面の一番北側と南側に調整池を設けられる計画

# ○議 長

続いて、担当委員の説明をお願いします。

となっております。説明は以上でございます。

## ○担当委員

5番田島です。

事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

### 〇議 長

説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

ここで、録音機の電池を替えるそうですので、暫時休憩いたします。

#### 【暫時休憩】

再開いたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局

議案書の21ページをご覧ください。

第4項、契約売買、所在久恵、地目は田2筆畑1筆、面積合計の1,558.00 ㎡、渡人、 筑後市北長田の\_\_\_\_\_さん、受人、玉名市岱明町の有限会社\_\_\_\_さん、申請事由は 営業所、駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページ をご覧ください。

## ○議 長

続いて、担当委員の説明をお願いします。

# ○担当委員

7番の溝口でございます。

事務局の説明どおりでございます。\_\_\_\_\_の北側になっております。営業所もそんなに大きいのは建てないということで、プレハブみたいなのが建つんだと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

#### 〇議 長

説明も終わりました。第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

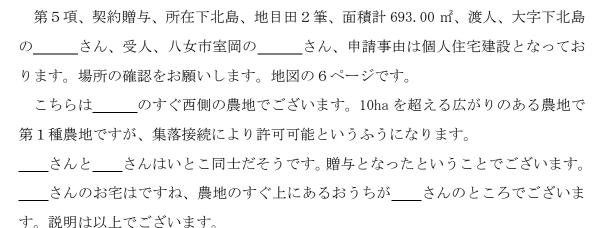
第4項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

# ○事務局



## ○議 長

続いて、担当委員の説明をお願いします。

# ○担当委員

14番の成清でございます。

事務局の説明どおりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

## ○議 長

説明も終わりました。第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

## 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第5項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

### 【賛成者举手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

第6項、契約売買、所在一条、地目畑1筆、面積 988.00 ㎡、渡人、広川町一條の
ん、受人、久留米市荒木町の株式会社さん、申請事由は建売分譲3区画とな
ております。場所の確認をお願いします。地図の7ページです。
国道209号線、の信号からですね、東へ約 300mのところです。10ha 未満の
地で第2種農地、集落接続により許可可能となります。さんは過半要件はク
アされているところでございます。土地の価格は円、坪単価の約円と

っております。説明は以上です。

# ○議 長

続いて、担当委員の説明をお願いします。

# ○担当委員

8番、筑後北の中村です。

ここの排水はですね、広川町の排水路を利用されるそうで、広川町の水利委員の承 諾も得てあります。

あとは、事務局の説明どおりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

## ○議 長

説明も終わりました。第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

# 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第6項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

# 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件はこれですべて終了いたしました。

これをもちまして第7回の総会を閉会いたします。

午後2時57分 閉会